

# 14 供託金 300 万円の迷走

2012年11月27日以後の夜、街宣から帰宅すると、泊まり込みで手伝ってくれていた友人から、「三井さんの通帳から300万円が引き出された」との報告を受けました。私の個人口座から私に断らずに現金が引き落とされたのでした。

私はすぐ電話で、松浦大悟議員の秘書Bに尋ねました。すると、引き出したことを否定せずに、「供託金に使います。後で三井さんに戻ってきます」という回答でした。

衆議院議員小選挙区選挙の場合、立候補するには、300万円を法務局に預けなければなりません。当選の見込みの薄い選挙であっても、前もって300万円もの大金を積まなければいけないのです。しかも、得票が有効投票総数の10%に達しなかったら、供託金は没収。そのうえ、公費でカバーされるはずの選挙ポスターや葉書の代金約200万円分まで、公費がおりなくなるのですから、ざっと500万円が消えてしまうのです。

松浦議員が私に説得にあたった2012年夏から秋頃を思い出してみます。

民主党への逆風は強く、離党者は続出し「離党ドミノ」という言葉も飛び交って、現職大臣ですら落選が予想されていました。新人候補者は供託金没収の覚悟が必要でした。

松浦議員は「供託金を含めて選挙資金は党がすべて面倒をみます。盤石の態勢で支えます。安心して秋田に来ていただきたい」と私に懇願につぐ懇願をしました。

## 「後で三井さんに戻ってきます」

ですから、公認候補の私の供託金300万円は、当然ながら公認した民主党が出すものだと思っていました。しかし、前述したように、松浦議員秘書らは、党が私に寄付した公認料500万円（法的には私の個人資産）から、無断で供託金として300万円を抜き出して、「後で三井さんに戻ってきます」と言う

のです。

私は惨敗でしたが10%以上の票をとったので、供託金没収とはなりませんでした。すると「供託金は、三井さんに戻る」と言った秘書たちは、戻ってきたら松浦議員の立て替え分と相殺すると言い出しました。秘書はいろいろな屁理屈を並べるので発言内容がすっきりしないのですが、まとめると、こういう主張のようです（12月27日、28日の録音・反訳）。

政党交付金は選挙に使えない（これは大嘘）。選挙は個人のカネでやるものだ。だから、とりあえず、三井の個人口座から供託金を出した。しかし、三井の選挙には、松浦事務所や三井後援会が立て替えたものがある。だから、供託金300万円が返ってきたら、200万円は松浦事務所に返してもらい、あとの100万円は三井後援会にを入れる。よって、三井個人には戻らない。

しかし、何についていつどのくらいの出費があったかは、明らかにしません。供託金が、どこにどうやって戻されるのか、聞いてもはぐらかすだけです。

秘書Aは、「（供託金が戻される）手続きも、うちの秘書Cがしているんです。候補者本人がやらなきゃいけないだろうそれも、法務省にかけあって、きちんと、しかも振込みとかではなく、現金で戻ってこれるように、秘書Cが一先懸命やっているんです」と恩着せがましく言います。

私は2013年1月6日の松浦議員への手紙でも供託金について質しました（第9話）。でも、返事はなし。どこにいつ戻るのかさっぱりわかりません。

## 供託者は野田佳彦代表だった

そこで私は、2013年1月中旬、秋田県の選挙管理委員会に直々に電話で問い合わせしてみました。選管によると返還の手順は：

- 1) 供託書（供託金を納めたという書類）は選管・平鹿分室にある
- 2) 供託書をもらうための「供託書還付請求書」を選管は供託者に郵送する
- 3) その「請求書」に記載して、選管・平鹿分室に持参する
- 4) 1月21日（月）から供託書返還となる
- 5) 選管・平鹿分室は1月21日（月）で終わるので21日に「請求」に来てほしい
- 6) 「請求書」を出せば供託金は戻る

そこで2013年1月21日、私は横手市にある秋田県選挙管理委員会平鹿分室まで出向いて、供託書を見ました。そこには、供託者「民主党代表者野田佳彦」とありました。いやな予感がしました。

選管職員は「民主党秋田県が1区、2区、3区をまとめて支払っています」「供託金は、供託者である野田佳彦代表の代理である民主党秋田県に返還されます」と言うのです。

その後、供託金が民主党秋田県連（秋田県連の代表は松浦大悟議員）に返還されたことがわかりました。

## 秋田2区は政党支部が拋出

2013年2月18日、民主党本部で組織部長と話し合ったとき、供託金についての私の問いに部長は答えました。

「本来は、もうちょっとね、うまい操作のしかたがあつて、その300万についても、ま、その、何も、この公認料からとらなくても、と思うんだけども、とにかく、ま、そうしてます。はい。」

では、「本来のうまい操作」とはどんなものなのか。秋田の民主党の他の候補はどうだったのか。2012年5月、秋田2区衆院候補の川口博さんに尋ねました。

川口さんの話だと、彼が代表する政党支部（秋田2区）から300万円を供託金として出して、それを秘書が秋田県連に届けた。その300万円は県連から秋田3区に戻ったので、選挙前に発行した自費出版冊子（議員活動の報告）の印刷代などに有効活用した、とのことでした。

## 損害賠償請求へ

私の個人口座から300万円を黙って抜いて、私に返却しないのならば、秘書たちは横領したことにならないか。

私は近江弁護士と相談のうえ、損害賠償請求の民事訴訟を起こすことを決意しました。いくつかの請求項目のなかに、供託金300万円を含めることにして、「訴状」で概ね次のように主張しました。

「政党の公認候補が立候補をする際は、届出をした党が供託する。民主党が民主党員である三井を候補者としようとしたのだから、民主党が立候補の届け出

をしなければならない（根拠：公職選挙法86条と92条）。一方、公認料は、民主党から公認候補個人への寄附金であり、法的には贈与である。贈与をどう使うかは、贈与された側が決めるもので、本人の承諾なく勝手に供託金に使うことは許されない」

第3総支部には、三井候補個人の政治活動費として2012年11月22日500万円、三井が代表をつとめる総支部の活動費に11月28日600万円、総選挙対策の追加費として12月11日200万円、の合計1300万円が振り込まれていました。

民主党秋田県が、1区、2区、3区の3人の公認候補を供託金とともに届出したのは、2012年11月28日。その日までに、第3総支部の口座へ1100万円の入金がありました。にも関わらず、松浦事務所は、第3総支部のカネを供託金に使いませんでした。わざわざ私の個人口座のカネを無断でおろして供託に回したのです。

## 「三井さんに返したらどうか」

提訴後の2014年1月、松浦被告は、私の訴えに「話し合いができなかったために供託金300万円を保管していた」と述べました（「答弁書」）。

ところが、4月4日、裁判長から松浦被告側に「供託金は秋田県連から三井さんに返したらどうか」という提案がなされました。10日ほどたった4月13日、民主党秋田県連定期大会後の役員会で、私に供託金を返還することが了承されました（毎日新聞 2014.4.15、読売新聞と朝日新聞 2014.5.11）。

こうして供託金300万円は、同年5月19日、私の代理人の近江弁護士のもとに、戻されました。私に無断で引き出してから1年半がたっていました。

この供託金返還について、民主党秋田県連（代表松浦大悟）の以下のようなコメントが報じられました。

「供託金について、松浦氏はこれまでの取材に『三井氏との連絡がとれず、やむをえず保管していた』と説明。」（毎日 2014. 5. 10）

「供託金は政党交付金が原資の公金。選挙後に三井氏との協議が困難になったことを勘案し、県連で厳重に保管していた」（秋田魁 2014. 5. 11）

「三井氏側と返還や使途について話し合いができなかったため、やむなく県連で保管していた」（読売 2014.5.11）

「松浦氏側は、『原告と話し合いが持てなかったため、還付された供託金は県連が保管しているだけだ』などと訴えていた。（中略）松浦氏は10日、

取材に『そもそも供託金は党本部からの政党交付金で賄われており三井氏は1円も払っていない。党県第3総支部に寄付するのが通常のありかたではないか』と話した」（朝日 2014.5.11）

「連絡が取れない」「協議が困難」「話し合いが持てなかった」「県連は保管していただけ」……しかし、選挙後「電話をかけてくるな」「関わらないでもらいたい、票が減るので」と、連絡拒否宣告をしたのは松浦大悟議員自身です。私が度重なる手紙で、さらには党本部組織部長を介して、情報開示と会議開催を求めたにもかかわらず、これを黙殺してきたのも松浦議員なのです。